



平成24年（行ウ）第33号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件
平成24年（行ウ）第63号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件
原告 長瀬猛
被告 神戸市、神戸市長

上 申 書

平成24年10月9日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



原告外2名は、平成24年10月5日、神戸地方裁判所に対し、神戸市及び神戸市長を被告とする補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件（別紙請求の趣旨参照）を提起しました。

民事受付係によりますと、事件番号は平成24年（行ウ）86号が付され、第2民事部に係属するとのことですが、原告は本件との併合審理を求める次第です。

以上

訴 状

平成24年10月5日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

訴 額 1,600,000円

貼用印紙 13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告神戸市長矢田立郎は、学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金に係る助成金を交付してはならない。
- 2 被告神戸市長矢田立郎は、学校法人兵庫朝鮮学園に対し、金14,293,000円を神戸市に対して支払うよう請求せよ。
- 3 被告神戸市長矢田立郎は、矢田立郎に対し、金14,293,000円を神戸市に対して支払うよう請求せよ。

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者等

- 1 原告らは、いずれも神戸市民である。
- 2 被告神戸市長矢田立郎（以下「被告神戸市長」という。）は、神戸市の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。
- 3 利害関係人である学校法人兵庫朝鮮学園は、私立学校法64条4項の規定による学校法人であり、同条5項において準用する同法31条1項の規定による知事の認可を受けて設立されている。兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校は神戸市内に3校（神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校）あるが、いずれも学校教育基本法134条1項に規定される各種学校であり、同法1条における「法律に定める学校」ではなく、教育基本法の適用もない。

第2 請求の趣旨第1項について

- 1 差止めを求める対象
請求の趣旨第1項において差止めを求める対象は、平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する神戸市外国人学校助成金の交付である。
- 2 違法性
上記助成金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違憲・違法の行為である（詳細は第4で主張するとおり）。
- 3 公金の支出等がなされる蓋然性